

議案第100号

石岡市印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和元年8月27日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

印鑑登録証明事務処理要領等の一部改正により，旧氏による印鑑登録を可能とすること及び性的少数者への配慮を目的として性別表記を廃止するため。

## 石岡市印鑑条例の一部を改正する条例

石岡市印鑑条例（平成17年石岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第4条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

第4条第2項第2号中「氏名」の次に「，旧氏」を加える。

第6条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては，記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏，外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第6条第1項中第5号を削り，第6号を第5号とし，同項第7号中「記録されている」を「記載がされている」に改め，同号を第6号とし，第8号を第7号とする。

第11条第2号中「氏名又は氏」の次に「（氏に変更があった者にあっては，住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第13条第3項中「第7号」を「第6号」に改める。

### 附 則

この条例は，令和元年11月5日から施行する。